

# 第 45 回東海中学校総合体育大会実施要項

## 1 趣 旨

中学校教育の一環として、広く中学校生徒にスポーツ実践の機会を与え、技能の向上と体力の増進、併せて、スポーツ精神の高揚を図る。

## 2 主 催

東海中学校体育連盟、開催各県教育委員会、開催各市教育委員会  
東海関係各競技団体

## 3 後 援

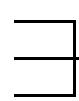
東海各県スポーツ協会

## 4 主 管

開催各県中学校体育連盟、開催各県関係競技団体

## 5 期 日

## 6 会 場



別紙『第 45 回東海中学校総合体育大会日程及び会場一覧表』による。

## 7 競 技 日 程

## 8 競 技 方 法

- (1) 各競技実施要項による。
- (2) 役員審判等については、申し合わせ事項に基づき、東海中学校体育連盟専門委員会において決定する。

## 9 参 加 資 格

- (1) 予選会である各県中学校総合体育大会を通過し、校長及び各県中体連会長が出場を認めたチーム及び選手とする。
- (2) 出場チーム数及び個人戦出場選手数は、競技別実施要項に定められたとおりとする。
- (3) 参加資格の特例  
学校教育法 134 条の各種学校（1条校以外）に在籍し、各県中学校総合体育大会に参加を認められた生徒とする。地域スポーツ団体等の参加を認める。但し、日本中学校体育連盟の参加資格の特例及び各県中学校体育連盟の加盟・認定等規則を具備・遵守していること。
- (4) 複数校合同チームの大会参加を認める。  
詳細：『東海中学校総合体育大会複数校合同チーム参加規程』による。
- (5) 同一年度内の参加は、全競技を通じて、一人一回とする。（全国中学校体育大会に準ずる）

## 10 参 加 料

- (1) 参加選手[大会申込書に記入された選手]一人につき 2,000 円とする。  
※団体戦と個人戦の両方に記入されても 2,000 円
- (2) 参加料は、各県の専門部員に申込原本とともに提出する。  
ただし、各競技で提出日・提出方法が定められている場合は、それに従う。

## 11 表 彰

- (1) 団 体
  - ア 優勝校に優勝旗・優勝盾・賞状を授与する。ただし、優勝旗・優勝盾は持ち回りとする。
  - イ 2位・3位入賞したチームに賞状を授与する。
  - ウ 優勝したチームの選手には、賞状とメダルを授与する。また、2位・3位に入賞したチームの選手には、賞状を授与する。  
\* 前年度優勝校にレプリカを授与する。
- (2) 個 人
  - ア 優勝者に賞状とメダルを授与する。
  - イ 2位・3位入賞者に賞状を授与する。ただし、陸上競技・水泳競技・ソフトテニスは、8位入賞者まで、卓球は 12 位入賞者まで賞状を授与する。
- (3) その他の下記競技は、全国中学校体育大会の東海ブロック予選会を兼ねる。
  - ・バレーボール ・卓球 ・バスケットボール ・サッカー ・ハンドボール
  - ・ソフトボール ・軟式野球 ・ソフトテニス ・体操競技 ・新体操 ・バドミントン

## 12 申 込 先

各県専門部員とする。

## 13 組 合 せ 期 日

- (1) 陸上競技 令和 5 年 8 月 1 日 (火) 10:00 三重交通Gスポーツの杜伊勢 競技場
- (2) 水泳競技 令和 5 年 8 月 2 日 (水) 10:00 桑名市立陽和中学校

(3) その他

令和5年8月4日（金） 10：00 愛知県教育会館 他

## 14 留意事項

- (1) 大会実施について
  - ① 大会当日に中止が決定された競技は、その時点で各県中学校体育連盟事務局へ連絡する。
  - ② 大会当日の問い合わせは、各競技別実施要項による。
  - ③ 原則として予備日は設定しない。ただし、屋外競技（軟式野球・ソフトボール・サッカー・ソフトテニス）については、予備日を1日設けることができる。
- (2) 開催地に『暴風警報』が発表された場合について
  - ① 午前に開催される競技については、午前6時に暴風警報が発表されている場合、大会を中止することを原則とする。
  - ② 午後に開催される競技については、午前9時に暴風警報が発表されている場合、大会を中止することを原則とする。
  - ③ 競技中に暴風警報が発表された場合は、生徒の安全確保を考慮した上で、状況に応じて大会を中止する。
    - \* その他の警報等については、生徒の安全確保を考慮した上で、状況に応じて大会を中止する。
    - \* 全国大会への出場については、中止の時点で残っているチームの抽選で決定することを原則とし、詳細は各部で定める。
- (3) 開催地に『特別警報』が発表された場合について
  - ① 大会開始時刻以前に、特別警報が発表された場合、該当の競技を中止する。
  - ② 大会開催中に特別警報が発表された場合、ただちに大会を中止する。その場合、災害の状況及び気象、交通機関、帰宅経路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（会場留め置き、外部避難所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- (4) 開催県にJアラートの情報が発信された場合
  - 大会中にミサイル発射情報が開催県に発信された場合は、直ちに大会を中止し、屋内等に退避（屋内の場合は窓から離れる）させる。情報収集に努め、生徒の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。なお、上記の後、ミサイルが日本の領土・領海の上空を通過した、又は領海外に落下した情報が発信された場合は、安全確認をした上で大会を再開する。
- (5) 大会参加について
  - ① 大会に参加する選手は、医師の健康診断を受けるなど、十分な健康管理のもとに大会に参加する。
  - ② 監督は、参加する選手がプログラムや大会結果に学年及び氏名等を掲載してよいか確認をして申し込むこと。（同意できない選手は備考欄に記載する）
  - ③ 引率者・監督は、当該校の校長・教員・部活動指導員・校長が適切と認めた外部指導者とする。但し、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は設置者から懲戒処分を受けていない者であること。
  - ④ 外部指導者は当該校にあって継続的に指導を行っている者とする。但し、当該校以外の中学校教職員は、外部指導者（コーチ）にはなれない。また、同一人が複数校の外部指導者（コーチ）にはなれない。（体操競技、新体操、卓球（アドバイザー）は、下線部に該当しない。）
  - ⑤ 地域スポーツ団体の引率者・監督は、責任ある代表者・指導者とする。また、同一人が複数チームの指導者にはなれない。
  - ⑥ 地震対策や光化学スモッグ対策・熱中症対策等については、会場地当該教育委員会の指示に従うようとする。
  - ⑦ 練習会場は、原則として用意しないものとする。
- (6) 負傷・傷病について
  - ① 大会期間中の負傷・傷病については、応急処置の措置を施すが、それ以外の責任は負わないこととする。
  - ② 大会期間中の負傷・傷病については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めを適用する。地域スポーツ団体は団体で加入した任意の保険を利用すること。
- (7) 宿泊について
  - 宿泊する場合は、指定業者を利用する。
- (8) 感染拡大予防については、公益財団法人日本中学校体育連盟より提示されるガイドラインに準ずることを基本とする。
- (9) 大会実施上の重要検討事項が生じた場合は、臨時に理事・評議員会を招集し検討する。